

令和8年度 国民健康保険税 納税通知書について

賦課の根拠

地方税法及び木津川市国民健康保険税条例

※例として、65歳以上の年金受給者2人世帯をA世帯として解説します。

令和7年中の所得：世帯主 1,433,486 円
 ：世帯員 780,477 円

木津川市国民健康保険税の税率等です。
 この税率等を基に算定します。

1 枚目

納税義務者氏名		通知書番号	
所得割率	%	%	%
均等割額	円	円	円
平等割額	円	円	円
特定世帯均等割額	円	円	円
特定継続世帯均等割額	円	円	円
経費後の額	円	円	円
割	円	円	円
割	円	円	円
割	円	円	円
賦課限度額	円	円	円

※裏面をよくお読みください。



被保険者番号	
普通徴収の支払い方法	
金融機関名	
種別・口座番号	
口座名義人	

2 枚目

納税義務者氏名		通知書番号		ページ
特別徴収額	円	普通徴収額	円	納税額合計
年	月	更正前 期別税額	決定(更正後) 期別税額	増減額
合 計				
特別徴収対象年金				
期 別	更正前 期別税額	決定(更正後) 期別税額	増 減 額	納 期 限 日
合 計				

普通徴収の
 期別税額と
 納期限日を
 記載してい
 ます。

年金支給月と特別
 徴収の期別税額を
 記載しています。

納税額合計＝年間保険税額 (A世帯 289,100 円)
 国民健康保険税の納付方法は、特別徴収 (年金天引き)
 と普通徴収 (口座振替又は納付書納付) の2通りの方法が
 あります。

※普通徴収は、納付書や口座振替により直接納付いただきます。

②均等割額（世帯の加入者数に応じて計算）

= 被保険者数×均等割額

- ・均等割額：医療分 32,000 円、後期分 11,200 円、子ども分 1,257 円、介護分 12,000 円

【A世帯の均等割額】

医療分：2人×32,000円 = 64,000円 ㉑

後期分：2人×11,200円 = 22,400円 ㉒

子ども分：2人×1,257円 = 2,514円 ㉓

③平等割額（世帯単位で計算）

= 1世帯当たりの平等割額

- ・医療分 23,800 円、後期分 7,000 円、子ども分 733 円、介護分 6,000 円

【A世帯の平等割額】

医療分：23,800円 ㉔

後期分：7,000円 ㉕

子ども分：733円 ㉖

④軽減額

- ・低所得世帯の減額措置（申請不要）

(1)均等割額、平等割額を **7割**減額：

総所得金額等が 43 万円 + {10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下の世帯

(2)均等割額、平等割額を **5割**減額：

総所得金額等が 31 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) + 43 万円
+ {10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下の世帯

(3)均等割額、平等割額を **2割**減額：

総所得金額等が 57 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) + 43 万円
+ {10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下の世帯

- ・未就学児に係る均等割額を 2分の1に軽減

7割・5割・2割の軽減該当世帯の未就学児に係る均等割額は、7割・5割・2割の軽減適用後、さらに2分の1になります。

A世帯は、総所得金額等 2,213,963円 - ※15万円(年金所得より控除) × 2人が上記(1)から(3)の軽減基準所得を超えているため、軽減世帯には該当しません。

※15万円（年金所得より控除）：年金所得は、軽減判定時のみ 15 万円を上限として控除した金額で判定します。ただし令和 8 年 1 月 1 日現在 65 歳以上の被保険者のみに限ります。

⑤賦課合計額 ①+②+③-④

医療分：①+②+③

123,210 円+64,000 円+23,800 円=211,010 円

後期分：④+⑤+⑥

41,295 円+22,400 円+7,000 円=70,695 円

子ども分：⑦+⑧+⑨

4,332 円+2,514 円+733 円=7,579 円

⑥限度額超過額

・賦課限度額：医療分 67 万円、後期分 26 万円、子ども分 3 万円、介護分 17 万円

【A世帯の賦課限度超過額】

医療分：211,010 円 < 67 万円

後期分：70,695 円 < 26 万円

子ども分：7,579 円 < 3 万円

⇒ 限度額超過額=0 円

⑦月割額 加入月数によって、今年度の課税金額を算定

(⑤-⑥)×月数÷12か月

【A世帯の月割額】

医療分：(211,010 円-0 円)×12月÷12か月=211,010 円

後期分：(70,695 円-0 円)×12月÷12か月=70,695 円

子ども分：(7,579 円-0 円)×12月÷12か月=7,579 円

⑧減免額 木津川市国民健康保険税減免規則で定める減免

A世帯は、規則で定める減免（災害等）に該当しません。

⑨差引納税額 ⑦-⑧ 実際に納めていただく金額

【A世帯の差引納税額】

医療分：211,010 円-0 円=211,000 円（百円未満切捨て）

後期分：70,695 円-0 円=70,600 円（百円未満切捨て）

子ども分：7,579 円-0 円=7,500 円（百円未満切捨て）

納税額合計 211,000+70,600+7,500 円=289,100 円

4枚目

上段) 前年の総所得額
下段) 基準総所得額 = 総所得額 - 43万円

※被保険者ごとの算定額を記載

被保険者番号		(単位:円)													納税義務者氏名	通知書番号	ページ	
氏名	性別・生年月日	各月資格状況												月数	総所得額 基準総所得額	所得割額 均等割額	月割後合計額	更正・決定理由
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
	資格																	
	介護																	
	資格																	
	介護																	
	資格																	
	介護																	
	資格																	
	介護																	
	資格																	
	介護																	
	資格																	
	介護																	

保険税は上記に加え、世帯にかかる平等割額が加算されます。

被保険者の資格情報

所得割額 + 均等割額
※被保険者ごとの算定額にて
平等割の税額を除いて表示

総所得額 / 基準総所得額

世帯主
 総所得額 = 1,433,486 円 ☆
 基準総所得額 = 総所得額 - 43万円
 = 1,003,486 円 ★

世帯員
 総所得額 = 780,477 円 ☆
 基準総所得額 = 総所得額 - 43万円
 = 350,477 円 ★

所得割額 = 基準総所得額 × 所得割率 3枚目①
 均等割額 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 +
 子ども・子育て支援金分 + 介護分 3枚目②

A世帯の☆総所得額 2,213,963 円
 ★基準総所得額 1,353,963 円